

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(変更)

法令名	温泉法	根拠条項	資料番号	35-2	担当課	薬務衛生課
		25		不利益処 分の種類	分析施設の登録の取消	
温泉法(抄)(昭和二十三年法律第二百二十五号)						
(登録の取消し)						
第二十五条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。						
一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。						
二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。						
三 第十九条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。						
四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。						
(温泉成分分析を行う者の登録)						
第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。						
2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。						
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名						
二 分析施設の名称及び所在地						
三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能						
四 その他環境省令で定める事項						
3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。						
一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。						
二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。						
4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。						
一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者						
二 第二十五条(第三号に係る部分を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者						
三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの						
5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。						
(変更の届出)						
第二十条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(廃止の届出)

第二十一条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

(登録分析機関の標識)

第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(温泉成分分析の求めに応ずる義務)

第二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。